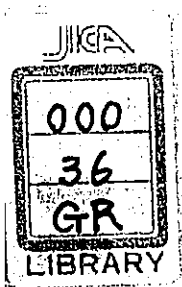


無償資金協力の仕組み

〔第一稿〕

1978. 9

国際協力事業団
無償協力・調達部



無償資金協力の仕組み

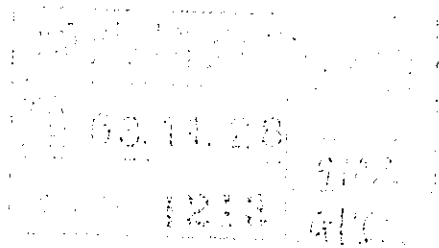
〔第一稿〕

JICA LIBRARY



1018640[1]

1978. 9



国際協力事業団
無償協力・調達部

国際協力事業団	
受入 月日	84. 5. 23
	000
	36
登録No.	07225
	GR

— ま え が き —

昭和53年4月28日、国際協力事業団法の一部が改正され、無償資金協力の関連業務の一端が、外務省から事業団に移管されることになった。

ここ数年来、無償資金協力予算は着実に増えてきており、昭和53年度は579億余円の規模になっている。政府の基本的な考えは、援助の効率を高めるため、無償資金協力はできるだけ技術協力と関連づけて行うということであり、事業団の多くの事業部において、無償資金協力との具体的な結びつきが、これまでもみられている。

この手引は今後ますます増えるであろう無償資金協力との関連条件を担当する職員、専門家および調査団員に対し無償資金協力の仕組みを紹介するべく作成したものである。

限られた供与期限内に、相手国に評価される形で無償資金協力の実施を行っていくために、無償協力・調達部は今後とも、こうした小冊子の作成を含め、関係各位との協力を深めていきたいと考えている。大方のご鞭達をお願いしておきたい。

1978年9月

国際協力事業団

無償協力・調査部長

目 次

I. 無償資金協力の仕組み	1
I-1. 無償資金協力予算	1
I-2. 無償資金協力の仕組み	3
I-3. JICA と無償資金協力	4
II. 無償資金協力プロジェクト	6
II-1. 無償資金協力プロジェクトの具体例	6
II-2. 施設および設備について	7
II-3. 協力実施に必要な情報について	8
III. 交換公文	12

－はじめに－

1. この小冊子の読者として、無償資金協力と関連する技術協力諸業務の担当者、専門家および調査団員を想定した。技術協力やJICA一般にかかる知識はすでに持っている方々を対象としている。
2. 本文Iで述べているとおりこの小冊子がいう「無償資金協力」は一般および水産関係無償資金協力のことであって、食糧援助や食糧増産援助の仕組みには触れていない。無償資金協力案件採択基準等もほとんど触れなかった。あくまでこの小冊子は、JICA版の手引である。
3. IIではこれまで作成された調査報告書を参考にしたが、調査項目等で適切でない用語を記述しているかも知れない。ご叱正をお願いします。
4. 交換公文では施設建設（拡充）のパターンにより、現地での相手国側関係者への説明の便も考え、英文による説明要領を掲げておいた。なお改訂、補筆が必要と思うので、コメント等お知らせいただければ幸いです。

I. 無償資金協力の仕組み

I-1. 無償資金協力予算

- 1) 無償資金協力は発展途上国に対し、返済義務を課さないで資金を供与する形態の援助をいい、政府開発援助（ODA）の一部であって「技術協力」とともに二国間贈与というカテゴリーを構成している。

わが国の援助実績

百万ドル

				1976	1977
政府 開発 援助 ベース	二 国 間	贈 与		184.9	236.7
		無償資金供与		76.8	88.8
		技術協力		108.1	147.8
		直接借款		568.1	662.6
		計		753.0	899.3
		国際機関に対する出資拠出等		352.0	525.2
		計		1,104.9	1,424.4
	ス その他政府資金	輸 出 信 用		471.0	1,081.6
		直接投資金融		776.8	417.4
		国際機関に対する融資等		85.6	123.6
計			1,333.4	1,622.6	
合 計				2,438.3	
民間ベース合計				1,564.3	2,487.9
総 計				4,002.6	5,534.9

無償資金協力予算

百万円

経済開発等援助費	昭和52年度	昭和53年度	前年比
一般無償援助	13,900	32,700	235%
水産関係援助	3,000	5,000	167%
災害関係援助	1,000	1,000	100%
文化関係援助	100	300	300%
小計	18,000	39,000	217%
食糧増産等援助費他			
食糧増産援助	6,000	13,000	217%
食糧援助等	5,021	4,363	87%
その他	1,599	1,568	98%
小計	12,620	18,931	150%
合計	30,620	57,931	189%

2) 上表の食糧増産等援助費その他は大蔵省所管の予算であるが、外務省が支出委任を受けて実施している。「食糧援助」は国際小麦協定の中の食糧援助規約に基づく援助でKR援助とよばれている。「食糧増産援助」は52年度からはじまった食糧増産のための農業物資の購入にかかる援助である。

3) 経済開発等援助費のうち文化関係援助は文化財や遺跡の保存・活用、公演や展示の開催と教育・研究の振興のための資機材（輸送を含む）および役務の購入に必要な資金を供与するものであり、災害関係援助は災害救済のために、緊急に、救援物資または現金を直接相手国に、または赤十字や国際機関を通じて供与するものである。

水産関係援助は途上国の水産関係プロジェクトに関し、漁業訓練施設、漁業訓練船、水産研究施設等の整備に必要な資金供与を行うものである。一般無償援助は文化、災害援助と水産関係援助以外のものをいう。

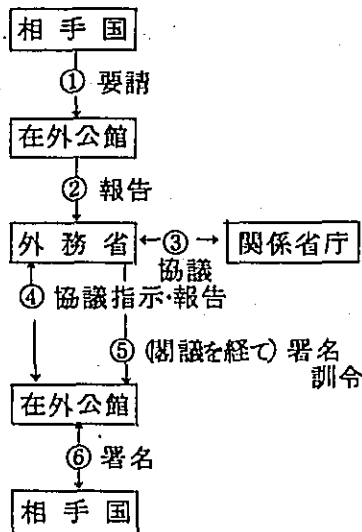
4) 一般および水産関係無償資金協力の実施に関する基本的な考え方は
 ほぼ以下のとおりである。

- 対象国としては後発途上国（LLDC）等（MSAC、貧困途上国）を重視する
- 途上国の自助努力を支援し、その経済・社会の発展と国民福祉の向上および民生の安定に寄与することを目的とする（非収益型プロジェクトの重視）
- 対象分野は農業、医療・保健、教育・研究、民生・環境改善、交通・運輸、電気通信などである
- 技術協力と相互補完型の案件を優先する

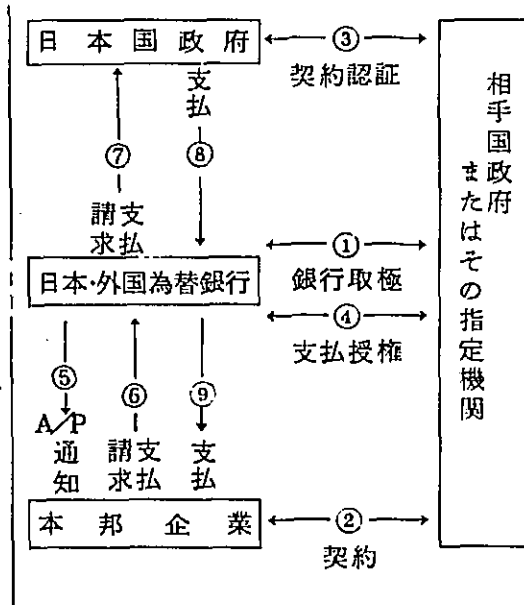
I-2. 無償資金協力の仕組み

1) 無償資金協力の仕組みを図で示すとほぼつぎのとおり。

(1) 交換公文署名まで



(2) 交換公文署名後



2) 図の「交換公文署名後」の中の、銀行取極、契約から支払いまでは予算制度上、一会計年度で行われなければならない。いかえれば交換公文（Exchange of Notes. E/N）署名を含め当該年度内に完了し得ないことが明らかな案件は無償資金協力の対象となり得ないということになる。E/N を4月早々に署名するとした場合、その前年度中のスケジュールはほぼつぎのようになる。

- 相手国の要請内容、背景、協力の必要性に関する在外公館調査結果の外務本省への送付：～6月
- 翌年度予算概算要求資料作成（外務省内）：7月
- 同上（大蔵省に提出）：8月
- 基本設計書の作成：10月～12月
- 実行協議を含む各省協議・説明：12月～1月
- E/N 案作成等：～3月

I-3. JICA と無償資金協力

1) 昭和53年4月28日公布、即日実施された国際協力事業団法の一部を改正する法律（改正団法と通称）によって国際協力事業団（JICA）において、「技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む）を目的として行われる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務」およびこれら「契約の実施状況に関し、必要な調査」（改正団法第21号1項第1の2号）を行うことになった。

これらは無償資金協力の実施の促進に必要な業務と呼ばれる。従って無償資金協力に関する企画・立案、政府間取極（E/N）の締結、援助資金の支払い等は従来通り政府（外務省）が行う。また「技術協力と密接に関連する無償資金協力」は一般無償および水産関係無償の

中から特定することになっており、文化無償、災害無償、食糧援助および食糧増産援助は引続き外務省がすべての業務を行う。

- 2) この他、無償資金協力の実施に必要な基本設計等の基礎調査、事前の協議やフォローアップのための専門家派遣または研修員の受入れについては従来通りそれぞれの担当部課が行うことになっている。

II. 無償資金協力プロジェクト—選定から実施へ—

1. 無償資金協力プロジェクトの具体例

これまでの一般無償（および水産関係無償）資金供与の対象となった施設および設備¹⁾を分野別²⁾に列挙するとつぎのとおり。

1) 社会開発プロジェクト

- ① 医療・保健：生物医学研究センター、地域社会医学センター、教育病院、結核研究所、医学研究所、消化器疾患研究センター
- ② 教育・研究、職業訓練：工科大学実験機材、経済学部施設、勲力研究所機材、タイヤ開発試験研究所、技能開発学校、職業訓練センター
- ③ 電気通信：電話設備、テレビジョン放送局、国内電気通信網、電気通信研究センター
- ④ その他：浅井戸掘削機材、水道施設、道路網復旧機材、輸送力増強

2) 農業（畜産、水産業を含む）

- ① 農業：中央農業研究所研究棟、稲作試験場実験・研修施設、柑橘および野菜種子研究センター、麦類研究所、農業普及技術開発研究所、地方普及センター、桑園の灌漑施設、農業倉庫、もみすり精米施設
- ② 畜産業：口蹄疫ワクチン製造センター
- ③ 水産業³⁾：漁業訓練学校、漁業訓練船、漁業調査・訓練船、棧橋

〔注〕 1. 同種のもは一例のみをあげた（〇〇市水道と××地区上水道は水道施設とした）

2. 定まった分類基準があるわけではない

3. 経済開発等援助費の「水産関係援助」分

II-2. 施設および設備について

- 1) 前掲したプロジェクトの過半数は技術協力と密接な関連を有する施設、設備であるが、これらにはI-3.で述べたとおり、①技術協力のための施設・設備（センター協力等プロジェクト方式技術協力の実施に必要な研究・訓練センターがその典型）と、②技術協力による基礎的調査にもとづいて整備される社会・経済開発のための公共施設・設備（たとえば病院の整備に関する調査協力にもとづく病院の建設や、道路網調査にもとづくトラック、建設機械の供与）および③専門家派遣や研修員受入れによって移転される技術の活用に必要な施設・設備（たとえばテレビ放送技術の研修、専門家派遣にもとなりテレビ放送施設の建設）が含まれている。
- 2) プロジェクト方式技術協力においては、専門家（通常専門家チーム）の派遣、資機材の供与（これらはJICAのプロジェクト協力担当部課が実施する）と研修員（いわゆるカウンターパート）の受入れ（研修事業部が実施）を日本側で措置するが、通常5か年間の協力期間で資機材供与額が数億円に達することも時にはあり、設備＝機材についての（無償資金協力との）デマーケーション（ふりわけ）を明らかにしておく必要がある。（単独派遣専門家にもなり機材や帰国研修員に対するフォローアップ機材の供与は金額的にプロジェクト協力の比ではない）
- 3) 最近の一般無償の事例をみると施設建設のみというケースは1割に満たない。すなわち施設プラス設備というケースが圧倒的（設備のみは約1/4）であり、その中でも設備を無償資金協力と技術協力で分担したものが最も多くなっている。技術協力による機材分を含めて検討すると、施設と設備の経費は6：4くらいになっているという報告がある。

II-3. 協力の実施に必要な情報について

—基本設計において収集されるべき資料、情報—

II-3-1. 一般的な情報

1) 要請の背景および経緯に関すること

- 案件にかかわる地域あるいは分野（当該産業就業人口、GNPに占める割合等）の現状と問題点
- 国家開発計画（5ヵ年計画等）に占める当該地域あるいは分野の位置
- 援助が求められる背景（すでに援助が行われている場合はその現況）
- 援助（無償資金協力）が行われない場合（without case）について（4つの施設が要請されていて仮に日本としては1つしか取上げられない場合、残りはどうするのか等々）

2) 案件の内容に関すること

- 無償資金協力の規模とその内訳（建物の場合は建物の種類、建坪、若干の仕様と同種の既存建物の状況等）機材計画を含む
- 概算経費（何を根拠資料としたかを明記）
- その他たとえば電気通信関係では通信のシステムの妥当性に関する判断、用・排水等の施設については地形、水源に関するデータ等、いわゆる技術的フィージビリティの要素に関する記述

3) 無償資金協力の効果の予測に関すること

- 技術協力との連携（すでに技術協力が先行している場合はその経緯等、技術協力がフォローする予定の場合はそのスコープ等）
- これによってシステムまたはネットワークの完成が見込まれる場合はその意義
- わが国との友好・親善関係との関連

4) 関連資料

- 施設の創設、拡張等にもなり人員配置計画（組織図）、施設使用計画、運営費等予算措置
- 地域の現況、建設予定地の現況、既存施設の位置等を示す図面
- その他

II-3-2. 無償資金協力の実施にかかる情報

1) プロジェクト関係省庁（実施担当省庁、経済協力担当省庁）に関すること

- 技術協力ベースの調査（基本設計を含む開発調査、プロジェクト協力の事前調査等および単独専門家派遣による調査）および協力の実施の場合と資金協力（経済協力）実施の場合の予算（カウンターパート経費等）措置、決裁のチャンネルの相異について¹
- 技術協力と同時平行して実施される場合の調整のメカニズム²
- 当該案件に関連する「相手国側の措置」（後掲E/N 第6項参照）を担当する省庁、機関との調整等のメカニズム³
- 主として外国援助による資金や予算措置についての調整を実質的に受持っている省庁・機関⁴、公共施設についての建築許可等の発給機関⁵
- わが国企業との契約（銀行取極を含む）の当事者⁶

〔注〕 1. 極端な場合であるが、無償資金協力は交換公文により政府間取極を結ぶことになるので相手国の国会での批准を要することもあり得る。

また技術協力が討議議事録（R/D）にもとづいていたため、供与機材の通関等で無償資金協力に比べきわめて不利な状態におちいった事例もある

2. 関係省庁会議の場合は議長となる省庁、開発公社のような場合は監督官庁を把握しておくことが望ましい
3. 施設建設に先立ち、たとえば用地に現存する老朽建物・構造物の取壊し、進入道路の拡幅、配電網の整備、水道管の敷設が必要となった場合、それぞれの担当省庁（場合によっては州政府等）との調整がタイムリーに行われなければならない
4. 大統領府、計画委員会など
5. 公共事業省の中におかれている場合がある
6. 契約の当事者については政府の当該案件担当機関として署名し得る能力の有無。資機材（設備）の贈与が中心になる場合はたとえば国営の輸入公社が調達契約の署名者となる場合があり得るが、当該資機材の効果的使用を見届けるには end user について承知しておく必要がある

2) 相手国側の義務等に関すること

- 土地取得、整地について：
 - ・ 地籍図、土地登記等の有無
 - ・ 既存建物等の撤去（取壊し等）、樹木の伐採、池・溝等の埋立てに関する作業仕様、整地の概念¹⁾
 - ・ 給水、配電計画
- 税金、課徴金等について：
 - ・ 資機材輸入にかかる禁止、制限品目リストの有無²⁾、輸入税関税の免除について
 - ・ 建設企業にかかる事業所税、州税等について
- 関連国内法等：
 - ・ 施工監理、工事請負契約にかかる法律、慣行など
 - ・ 資機材の国内輸送にかかる道路交通法、通関等³⁾
 - ・ （電気通信器材に関する周波数割当て等）資機材調達（生産）

施設建設に関する法令、規程一般

- 〔注〕 1. E/N 上は clear the site であり、通常どの程度を意味するかを確認しておくことが望ましい
2. 「禁止」から「条件付で許可する」ものまで4種類のリストを作っている場合があった
3. 重量物の輸送制限等。使用可能な起重機の能力に関する情報等を含む

3) 現地で調達し得る資機材と役務に関すること

- 建設業界について
 - ・ 建設会社および設備業者¹⁾（進出企業²⁾を含む）、最近の主要建設工事の例
 - ・ 労働力事情
- 建設資機材等
- 建設標準コスト、積算資料

4) 第三国調達の必要性・可能性について

- 〔注〕 1. 国営の企業しかない場合がある。契約（サブ・コントラクト）の結び方を検討しておくことが望まれる
2. 現地法人の場合は契約当事者にはなり得ない

5) 工期に関すること

Ⅲ. 交換公文 (Exchange of Notes)

無償資金協力にかかる政府間取極は「交換公文」によっている。有償資金協力の場合は交換公文のあと貸付契約 (loan agreement. L/A) を資金協力実施機関と相手国実施官庁との間で結び、その後役務、機材調達契約 (私契約) に進むが、無償資金協力においては交換公文のあとただちに契約に進む形をとる。

一般および水産無償資金協力では交換公文署名に先立ってほとんどの場合何らかの調査が行われ、それらがもたらした情報により協力計画がきめられ、各省との協議ののち閣議を経て以下に示すような公文の交換が行われることになる。以下に食糧倉庫建設の事例を現在使われているパターンによって示し若干の解説を行うこととする。

Sir,

I have the honour to refer to the recent discussions held between the representatives of the Government of Japan and the Government of _____ concerning Japanese economic cooperation to be extended to _____ with a view to strengthening friendly and cooperative relations between the two countries and to propose the following arrangements:

交換公文は日本側公文と後述する相手国側公文から成る政府間取極である。ここでは英文の事例を用いているが、この場合は英文が正文で、和文 (本冊子には掲載していない) は「訳文」ということになる。この上掲の部分は日本側公文の書き出しの部分で白抜きのところには相手国名が入ることになる (以下同じ) 。下段に E/N 署名までの手順を相手国側への説明要領として英文で掲げている (以下も同じ) が、その内容はほぼつぎのとおり。

1) 公文の交換手順

- (1) 案件の選定に関する外務省と関係各省の協議
- (2) 公文についての相手国との協議にあたっては案件の具体的内容を除きほぼパターン化された公文ドラフトが在外公館経由相手国政府に提示され、
- (3) 相手国内閣をクリアーした後（日本の）閣議にかけられる
- (4) 閣議決定後相手国の首都（ときに東京のこともある）で公文に署名交換

2) 日本側公文の内容

第1項（但し和訳文では第〇項という記載にはなっていない）：

無償資金協力の目的と限度額

第2項：供与期限

第3項：使途、供与条件

第4項：本邦企業との契約と日本政府による認証

第5項：支払の手順

第6項：相手国側の義務・措置

第7項：協議

説明要領：

1) Exchange of notes (E/N) between the Government of Japan and your Government

(1) Consultation between the Ministry of Foreign Affairs and the Ministries concerned towards a final agreement of the projects to be taken up under the Japanese Government's grant assistance.

(2) Consultation on the notes to be exchanged between the Government of Japan and your Government.

- i) Draft Notes are presented by the Japanese Government.
 - ii) The notes are a kind of standard pattern under which the grant assistance is extended.
 - (3) Approval of the draft notes by the Japanese cabinet after their approval by your cabinet members.
 - (4) Signature and exchange of the notes simultaneously by the both sides either in the capital of your country or in Tokyo immediately after the Japanese cabinet's approval.
- 2) Organization or the major stipulation of the Exchange of Notes is as follows:
- (1) Japanese Note
 - Paragraph 1. Objective of the Grant assistance and the amount of the Grant
 2. Time limit or period during which the Grant should be used
 3. Use and conditions of the Grant
 4. Conclusion of contracts to implement the Project under Grant and their verification by the Japanese Government
 5. Payment
 6. Obligations of your Government
 7. Consultations
 - (2) Note of your Government

1. For the purpose of contributing to the expansion of the capacity for food grain storage by the Government of _____, the Government of Japan will extend to the Government of _____, in accordance with the relevant laws and regulations of Japan, a grant up to million yen (¥ _____, 000, 000) (hereinafter referred to as "the Grant").

ここでは使用目的と限度額が書かれている。目的の記述の仕方としては施設の設立あるいは建設、この事例のような拡充や設備（機材等）の調達などがある。

わが国の無償資金協力は上述の目的達成のために（第3項の中で特定する）必要な生産物または役務の購入にともなって相手国政府が負う債務を円貨で弁済するという方式で実施される。現物供与方式でもなく、限度額分の現金を贈与するものでもない。

説明要領：

Japan's grant assistance is extended neither in cash nor in kind. As Paragraph 5. reads, the payment of the grant is made in Japanese Yen to cover the obligations /debt incurred by your Government in implementing the agreed upon Project.

2. The Grant will be made available during the period between the date of coming into force of the present arrangements and March 31, 19XX unless the period is extended by mutual agreement between the authorities concerned of the two Governments.

予算単年度主義の建て前から、この無償資金は当該年度内に使われなければならない。しかしながら実態的には、とくに施設建設では着工後10ヶ月から12ヶ月という場合もあり得るわけで、こうした場合には年度途中（通常1～2月頃）に、この項にあるように、両政府の合意によってE/Nの延長（「供与期限の延長」という）を行わねばならなくなる。念のためにこの「延長」の根拠を述べると、一般および水産無償の「経済開発等援助費」は「開発途上国の開発等に寄与するために行う援助の事業に要する経費であって事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ事業が本年度内に終らない場合にも引続いて実施する必要があるものであり、相手国との交渉の関係、相手国の事情、設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他やむを得ない事由により年度内に支出を完了することが期し難い場合」においては、次年度に繰越して使用することができる旨の、国会の議決を経た繰越明許費である。

（つまり以上の理由を明示し得れば財政当局をクリアし得る予算になっているということである）。ただしこのような仕組みは別として、つねに無償資金協力は単年度主義であることを強調しておくにしくはないといえる。通常の有償（円借款）協力とは異り、最大限延ばして2年以内には施設が建ちあがり、設備も整うということが、無償資金協力の大きなメリットであるからである。後述するとおりアンタイでないことと、この単年度主義は無償資金協力の仕組みの中で強調しておくべき特色であるといえよう。

説明要領：

1) Any construction work of the proposed facilities or delivery of equipment under the Grant shall be and has been completed within the agreed upon period by both Governments.

2) Unless it is agreed by the Japanese Government, the Grant shall not be carried over to the next fiscal year (Japan's fiscal year starts on April 1st.)

3. The Grant will be used by the Government of _____ for the purchase of products of Japan or _____ and services of Japanese nationals or physical or juridical persons necessary for the construction of storehouses for food grains (hereinafter referred to as "the Storehouses"). (The term Japanese nationals whenever used in the present arrangements means Japanese physical persons or Japanese juridical persons controlled by Japanese physical persons.)

4. The Government of _____ or its designated authority will enter into contracts in Japanese yen with Japanese nationals for the purchase of the products and services referred to in paragraph 3.

無償資金の用途と使用（供与）条件が書かれている。

原則として購入し得るものは輸送にかかる役務を除き、日本国の生産物または日本人の役務と相手国のそれに限られている。この事例以後の E/N パターンでは「以下に掲げる生産物、役務」と簡潔書きするようになっている。なお第三国からの調達を認めた事例の E/N の記載ぶりはつぎのようである。

(2) Notwithstanding the provisions of subparagraph (1) above, when the two Governments deem it necessary, the Grant may be used for the purchase of the products mentioned in subparagraph (1) (a) above other than those

of Japan or and the services mentioned in sub-
paragraphs (1) (a) and (1) (b) above other than those of
Japanese or nationals.

第4項でいう契約は上記の日本国または相手国の生産物、日本人または相手国の国民の役務の購入のために、「日本国民または日本国民の支配する法人」と相手国政府（通常当該プロジェクトの実施担当官庁の代表者）の間で締結されねばならない（「契約タイ」である）。契約は既述したとおり円建てである。英文の説明要領では学校、研究所、病院といった施設の建設を例として述べているが、3)-(1)および(2)のコンサルタントの選定については相手国の法令・規定とのかねあいを聴取しておく必要がある。4)-ii)で設計施工もあり得ることを述べているが、最近の事例でみる限り、1プロジェクトについてコンサルタント契約と施工契約の各1本というのが最も多い（これに機材調達のための契約がもう一本加わることも、もちろんあり得る）。

説明要領：

1) Your Government or the designated authority signs contracts with Japanese nationals or Japanese juridical persons controlled by Japanese nationals (hereinafter referred to as "Japanese firm") for the implementation of the notes exchanged.

(1) In order to realize smooth implementation of the Project an executing Ministry/Department which takes charge of the Project and signs the contract(s) shall be designated by the time when the E/N is signed.

2) Japanese firm is able to sign subcontracts with firms/nationals of your country.

3) In case physical facilities such as school, research

institute, hospital are to be constructed under the grant, the following formality is, in principle, complied with.

(1) Selection of an Japanese engineering consultant for architectural (or detailed) designing and supervisory services

i) The same consulting firm that participated in JICA survey team for a preliminary designing, in principle, carries out an architectural designing of the construction works.

ii) In case another firm might be designated for the works through a normal tender, it is most probable that the firm may insist on the alteration of the designing completed by the survey team, thus resulting in an undue delay of the implementation with an additional cost for the alteration of the designing.

(2) Contracts on the supervisory services and architectural (or detailed) designing between your Government or the designated authority and the above-mentioned consulting firm.

(3) Selection of a construction firm through a tender.

(4) Contract on the construction of a facility between your Government or the designated authority and the Japanese construction firm.

i) If so requested, a tender may be conducted by the consulting firm on behalf of your Government. The final awarding must be given by the latter upon the recommendation of the consulting firm.

ii) In case a small-scale facility is constructed, one contract may be signed both for architectural designing and for construction of a facility.

Such contracts shall be verified by the Government of Japan to be eligible for the Grant.

契約の認証について述べている。後掲の説明要領にあるとおり、契約書オリジナル2通が在外公館を通じて（ときに相手国の在京大使館経由、企業経由のこともある）送付されてくると、外務省では、JICA の事前審査の結果を受けて必要に応じ関係省庁と協議し、契約の形式、内容を審査する。主としてE/N との斉合性が吟味されるが主なチェックポイントはつぎのようなものである。

- 無償資金の用途が適当か
(例) 機材の調達 (CIF 建ての無償資金供与である) にもかかわらず現地での据付け、試運転を義務づけるものになっていないか…
- 契約額は供与限度額をうわまっていないか
- 契約当事者 (本邦企業) は適切か
- 契約の発効 (および必要に応じてかわされる修正契約の発効) は日本政府による認証後であると明記しているか
- 支払方法は適当か
- 調停等一般条項は整っているか
- 相手国側の免税その他の義務は E/N 上のそれと斉合しているか
- 建築関係においてはアメリカ合衆国の A I A の契約パターンや日本の四会連合約款をモデルとして用いる例が多いが、その場合の削除、追加または訂正した条項は妥当か…

なおほとんどの場合は契約当事者の本邦企業から契約書ドラフトが
(外務省あるいはJICA に) 提示され、事前チェックが行われるよう
になっている。

説明要領：

1) Verification of the contracts by the Japanese
Government

(1) Your Government presents two original contracts to
the Japanese Government, through the Embassy of Japan
for their verification.

(2) In order to confirm that the contracts are eligible
under the grant, the Japanese Government ascertains
whether the contracts are in compliance with the
stipulations of the Notes.

(3) The contracts will be effective only after they are
verified by the Government of Japan.

(4) The two verified contracts are returned by the
Japanese Government to your Government, and one of
them is to be handed over to the contractor by your
Government.

5. (1) The Government of Japan will execute the
Grant by making payments in Japanese yen to cover
the obligations incurred by the Government of
or its
designated authority under the contracts verified in
accordance with the provisions of paragraph 4
(hereinafter referred to as "the Verified Contracts")
to an account to be opened in the name of the
Government of in an
authorized foreign exchange bank of Japan designated

by the Government of _____
or its designated
authority (hereinafter referred to as "the Bank").

既述してきたとおり、無償資金協力は「認証された契約」によって相手国政府が負う債務の弁済にあてる資金を、日本の外国為替銀行に、相手国政府名義で開設した口座に、日本国政府が日本円で支払うことによって実施される。（この日本国政府による支払までが、第2項でみたとおり、当該年度に行われなければならないので、通常本邦企業からの支払請求期限は3月15日までとしている）

このために相手国政府（中央銀行またはプロジェクト実施担当省庁）は E/N 署名後、まずこの口座開設を含め銀行取極（banking arrangement. B/A）を結ばなければならない。（B/A はほとんどの場合 E/N 署名の1ヵ月後くらいには締結されている）

B/A はパターン化されているので、早目にパターンを相手国側に示しておくことが勧められる。

説明要領：

Your Government or the designated authority signs a banking arrangement with an authorized foreign exchange bank of Japan on the procedural details of the payment.

1) The commissions described below are to be paid to the Japanese foreign exchange bank by a recipient country for the banking services.

(1) Advising Commission of Authorization to Pay (A/P):
about ¥2,000.- for each A/P

(2) Payment commission: about 1/10% of each payment.

(2) The payments referred to in sub-paragraph (1) above will be made when payment requests are presented by the Bank to the Government of Japan under an authorization to pay issued by the Government of
or its designated authority.

(3) The sole purpose of the account referred to in sub-paragraph (1) above is to receive the payments in Japanese yen by the Government of Japan and to pay to the Japanese nationals who are parties to the Verified Contracts. The procedural details concerning the credit to and debit from the account will be agreed upon through consultation between the Bank and the Government of
or its designated authority.

銀行取極にもとづき、第4項でみた契約の認証の後に、相手国側から、
1 契約ごとに、支払授權書 (A/P) が出される。

これによって「日本の外国為替銀行 (B/A の当事者)」は、相手国政府にかわって、日本の企業からの支払請求に応ずることができるようになる。資機材を相手国に「輸出」することになる本邦企業は、このA/Pを添えて通商産業省に対し輸出 (輸出貿易管理令 (昭和24年政令第387号) にもとづく無為替輸出) の承認を申請する。

説明要領：

1) Issuance of Authorization to Pay (A/P) to the Japanese foreign exchange bank by your Government or the designated authority immediately after the verification of the contracts. A/P is to authorize the Japanese foreign exchange bank to

- pay in behalf of your Government.
- 2) Payment request to the Japanese foreign exchange bank by Japanese firm.
 - 3) Payment request to the Government of Japan by the Japanese foreign exchange bank and payment to the Japanese foreign exchange bank by the Government of Japan.
 - 4) Payment by the Japanese foreign exchange bank to Japanese firm.

6. The Government of _____ will take necessary measures:
- (a) to secure lots of land necessary for the construction of the Storehouses and to clear the sites;
 - (b) to provide facilities for distribution of electricity, water supply and drainage and other incidental facilities outside the sites;
 - (c) to ensure prompt unloading and customs clearance at ports of disembarkation in _____ and internal transportation therein of the products purchased under the Grant;
 - (d) to exempt Japanese nationals from customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in _____ with respect to the supply of the products and services under the Verified Contracts;
 - (e) to accord Japanese nationals whose services may be required in connection with the supply of the products and services under the Verified Contracts such facilities as may be necessary for their entry into _____ and stay therein for the performance of their work;

(f) to ensure that the Storehouses be maintained and used properly and effectively for the storage of food grains; and
(g) to bear all the expenses, other than those to be borne by the Grant, necessary for the construction of the Storehouses.

相手国側のとるべき措置である。具体的に書かれてはいるがなおその程度や、相手国政府のどの省庁のどの部局がいかなる予算と人員で対処しようとしているかなど、みきわめておくべきことは少くない。前章参照。

7. The two Governments will consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the present arrangements.

I have further the honour to propose that this Note and your Note in reply confirming on behalf of the Government of

the foregoing arrangements shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of your reply.

I avail myself of this opportunity to extend to you the assurance of my high consideration.

協議に関する項と結語である。このあと相手国側公文のモデルパターンがあるが省略する。

JICA